

新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の 時限的・特例的な取扱いについて（医療機関関係）

1 初診からの電話や情報通信機器を用いた診療の実施について

- ・患者から電話や情報通信機器（以下、「電話等」という。）により診療等の求めを受けた場合、医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、初診から電話等を用いた診療により診断や処方をして差し支えないこと。ただし、麻薬及び向精神薬は処方してはならないこと。
- ・診療の際は、できる限り、患者の基礎疾患の情報を把握・確認した上で、診断や処方を行うこと。基礎疾患の情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とするとともに、麻薬及び向精神薬に加え、診療報酬における薬剤管理指導料の「1」の対象となる薬剤（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）の処方をしてはならないこと。
- ・初診から電話等を用いて診療を行うことが適していない症状や疾病、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等について、医師から患者に対して十分な情報を提供、説明した上で、その説明内容について診療録に記載すること。
- ・対面による診療が必要と判断される場合は、速やかに対面による診療に移行する又は、それが困難な場合は、あらかじめ承諾を得た他の医療機関に速やかに紹介すること。
- ・患者の被保険者証の確認等についてはファクシミリや電子メールにより行うこと。ファクシミリ等による確認が困難な場合、電話により氏名、生年月日、連絡先、被保険者証の券面記載事項を確認することで診療を行うこととしても差し支えないこと。
- ・患者が保険医療機関に対して支払う一部負担金等の支払方法は、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

2 2回目以降の診療を電話や情報通信機器を用いて実施する場合について

- ・既に対面で診断され治療中の患者について、電話等を用いた診療により、これまでも処方されていた医薬品を処方することは診療計画が作成されていない場合であっても差し支えないこと。また、発症が予測される症状の変化に対して、これまで処方されていない医薬品の処方しても差し支えないこと。
- ・既に当該患者に対して定期的なオンライン診療を行っている場合は、診療計画に、発症が予測される症状の変化を新たに追記するとともに、診療計画の変更について患者の同意を得ておくこと。
- ・当該患者に対して定期的なオンライン診療を行っていない場合は、電話等を用いた診療により生じるおそれのある不利益、発症が予測される症状の変化、処方する医薬品等について、患者に説明し、同意を得るとともに、説明内容について診療録に記載すること。

3 処方箋の取扱い及び薬剤の配送等について

- ・患者が、薬局において電話等による服薬指導等を希望する場合は、処方箋の備考欄に「0410対応」と記載し、医療機関から患者が希望する薬局にファクシミリ等により処方箋情報を送付するとともに、診療録に送付先の薬局を記載し、処方箋原本を当該薬局に送付すること。

- ・院内処方を行う場合、調剤した薬剤を、品質の保持や、確実な授与等がなされる方法（書留郵便等）で患者へ渡すこととして差し支えないこと。また、品質の保持に特別の注意を要する薬剤や、早急に授与する必要のある薬剤については、適切な配送方法を利用する、医療機関の従事者が届ける、患者又はその家族等に来院を求める等、工夫して対応すること。
- ・薬剤の配送に関わる事項を含む、生じうる不利益等、配送及び服薬状況の把握等の手順について、患者に対して十分な情報を提供し、説明した上で、当該説明を行ったことについて記録すること。
- ・患者が支払う配送料及び薬剤費等については、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えないこと。

4 実施状況の報告について

- ・初診から診療を電話等を用いた診療により診断や処方を行う医療機関は、その実施状況について、別添1の様式により、広島県に毎月報告を行うこと。
(報告先：広島県健康福祉局医務課 TEL 082-513-3056 電子メール fuimu@pref.hiroshima.lg.jp)

5 新型コロナウイルス感染症患者に対する診療等について

- ・自宅・宿泊療養とする軽症者等が、新型コロナウイルス感染症の増悪又はそれ以外の疾患が疑われる場合、医学的に電話等を用いた診療により診断や処方が可能であると判断した範囲において、患者の求めに応じて、必要な薬剤を処方して差し支えないこと（処方箋の備考欄に「CoV自宅」又は「CoV宿泊」と記載）。
- ・処方する薬剤を配送等により患者へ渡す場合、新型コロナウイルス感染症の軽症者等であることを薬局や配送業者が知ることになることについて患者の同意を得ること。
- ・一般病床等に新型コロナウイルス感染症患者を入院させ、十分な経験がない医師等が患者を診療しなければならない場合、情報通信機器を用いて、他の医療機関の呼吸器や感染症の専門医師等が、連携して診療を行うことは差し支えないこと。

6 オンライン診療を実施するための研修受講の猶予について

- ・オンライン診療及び上記の電話等を用いた診療を実施する医師は、厚生労働省が定めるオンライン診療に係る研修を受講することが望ましいが、時限的・特例的な取扱いが継続している間は、研修を受講していない医師が当該診療を実施しても差し支えないこと。
- ・新型コロナウイルス感染が収束して上記の時限的・特例的な取扱いが廃止された場合は、研修を受講した医師でなければオンライン診療を実施できないことに留意すること。

<問合せ先>

広島市健康福祉局保健部医療政策課医務係 TEL：082-241-1585、FAX：082-241-2567
※平日の8時30分～17時15分でお願ひします。